島原市報道資料

令和　６年　２月　１日

報道関係者　各位

令和５年度　一般会計補正予算（第９号）における専決処分について

標記の件について、下記のとおり令和５年度一般会計補正予算（第９号）の専決処分を行いましたのでお知らせします。

記

１　専決内容

住民税均等割のみ課税世帯への給付金支給に係る補正予算及び低所得の子育て世帯物価高騰対策給付金の支給に係る補正予算の専決処分

２　補正予算額

２００，３０２千円（補正後一般会計予算総額　２７，１５５，１３３千円）

３　概　要

（１）住民税均等割のみ課税世帯への支援給付金（1 世帯当たり 10 万円）

【補正予算額】　　１３９，３０６千円　※全額国庫負担

（内訳　給付金：１３８，０００千円　事務費：１，３０６千円）

【専決処分日】　　令和６年２月１日

【事業概要】

・対象者　令和５年１２月１日において、島原市の住民基本台帳に登録されており、下記に該当する世帯

① 令和５年度分の住民税均等割のみ課税世帯

令和５年度の住民税非課税世帯以外の世帯であって、住民税所得割が課せられていない者のみで構成された世帯。

ただし、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯等は、給付対象外とする。

※対象者は確認書の提出

・給付額　　対象世帯１世帯につき１０万円

・対象見込み世帯数　１，３８０世帯

【事業担当課】　福祉保健部　福祉課

（２）低所得の子育て世帯物価高騰対策給付金（児童１人当たり５万円）

【補正予算額】　　６０，９９６千円　※全額国庫負担

（内訳　給付金：　６０，０００千円　事務費：　９９６千円）

【専決処分日】　　令和６年２月１日

【事業概要】

・対象者　令和５年１２月１日現在で島原市に住民登録があり、同一世帯内にいる１８歳以下の児童を養育する下記のいずれかに該当する世帯

① 令和５年度住民税均等割非課税世帯

② 令和５年度住民税均等割のみ課税世帯

・対象児童　　平成１７年４月２日から令和６年３月３１日までに生まれた児童

・給付額　　対象児童１人当たり５万円

・対象見込世帯数　１，２００人（６００世帯）

【事業担当課】　福祉保健部　こども課

担当：島原市　総務課　財政班

担当　金子

電話：0957-62-8013（直通）

E-mail：zaisei@city.shimabara.lg.jp

島原守護神　しまばらん